

火災等出動体制運用要綱

平成15年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は防府市警防規程（平成15年防府市消防本部訓令第1号）第15条に基づき、出動体制を迅速円滑に行うため、必要な事項を定める。

(出動区域)

第2条 防府市消防署の火災出動管轄区域は別図1のとおりとし、その他の場合は救急業務実施要綱に定める出動区域によるものとする。

(出動指令及び指揮)

第3条 通信指令課長又は通信指令課当直責任者（以下「指令課長等」という。）は、常に出動部隊を把握し、火災等を覚知したときは、その種別、規模、状況に応じ、高機能消防指令センターを活用して各種出動指令を行うものとする。また、指令課長等は、火災等の規模又は特殊性に応じた出動指令の指揮を執るものとする。

(火災出動体制)

第4条 小火建物火災、車両火災、船舶火災及びその他の火災の出動体制は別表1のとおりとし、次の各号によるものとする。

なお、前条に基づき、指令課長等の出動指令及び指揮を優先するものとする。

（1） 第1次出動は、救急業務実施要綱第2条に規定する出動区域を管轄する署所が、対応するものとする。

（2） 第1次出動隊以外は、各署所で待機するものとする。

（3） 第1次出動隊長等は、建物火災の出動途上において黒煙を認めた場合又は応援要請が必要と判断した場合は、別表2のとおりとし、第2項に定める体制に移行する。

2 前項の体制を除く建物火災、林野火災、航空機火災及びトンネル火災の出動体制は別表2のとおりとし、次の各号によるものとする。

なお、前条に基づき、指令課長等の出動指令及び指揮を優先するものとする。

（1） 救急出動中の出張所救急隊は、その活動終了後に火災出動体制に移行する。ただし、救急車の汚染等により出動できない場合はこの限りではない。また、火災現場から救急出動の要請があれば、指令課長等は待機中の救急隊に出動指令を行うものとする。

（2） 指令課長等は、現場指揮本部長と連絡を密にし、火災の規模により人員又

は資機材の増強の要請がある場合は、これに対応するものとする。

- (3) 指令課長等は、第2次出動が必要な場合は、待機中の部隊を出動させるものとする。また、火災の規模により必要と認める場合は、第1次非常招集を行い出動させ、状況に応じ、第2次非常招集を行い第3次出動に備えるものとする。
- (4) 指令課長等は、第3次出動が必要な場合は、第2次非常招集した部隊を出動させるものとし、火災の規模により必要と認める場合は、第3次非常招集を行い第4次出動に備えるものとする。
- (5) 指令課長等は、第4次出動が必要な場合は、第3次非常招集した部隊を出動させるものとする。また、第4次非常招集を行うものとする。
- (6) 指令課長等は、非常招集で参考した階級最上位(同階級の場合は先任)者に必要とする部隊の編成を指示し、指示を受けた階級最上位者は編成後、指令課長等に報告するものとする。
- (7) 指令課長等は、遠隔移報システム等による直接通報及び火災通報装置による通報を受信した場合は、直ちに火災出動体制をとるものとする。
- (8) 指令課長等は、林野火災に際しては躊躇することなく山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の要請を行い、現場指揮本部長との連絡を密にするものとする。
- (9) 消防団の第1次出動は、火災現場を管轄する分団とし、車両、船舶、航空機、その他火災及び高速道路での災害については、必要に応じ、出動させるものとする。第2次出動以降は、火災の規模又は現場指揮本部長の出動要請により、隣接の分団を出動させるものとする。
- (10) 消防団本部については、2個分団以上の出動又は必要に応じて出動させるものとする。

(救助出動体制)

第5条 救助出動体制は別表3のとおりとし、基本的な事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指令課長等は、消防防災ヘリ若しくは山口県ドクターヘリ（以下「防災ヘリ等」という。）の出動を要請する場合は、防災ヘリ等の離着陸場所を指定し、必要に応じて、救助現場と離着陸場所(要救助者の引継ぎを含む。)に、それぞれ部隊を配備するものとする。
- (2) 指令課長等は、第2次出動が必要な場合は、原則として待機部隊のうち別

表3に定める区分により出動させるものとする。また、災害の規模により必要と認める場合は第1次非常招集を行い、部隊編成後出動させ、状況に応じ、第2次非常招集を行うものとする。第3次出動が必要な場合は、待機部隊と第2次非常招集者で編成した必要部隊を出動させるとともに、第3次非常招集を行うものとする。また、第4次出動が必要な場合は、第3次非常招集者で編成した必要部隊を出動させるものとし、第4次非常招集を行うものとする。

- (3) 指令課長等は、高速道路上において、事故車両が道路を塞ぐ等の理由により、定められた方法で進入できない場合は、西日本高速道路（株）及び隣接消防本部と密接に連絡をとり、隣接消防本部に出動を要請する等の対応をとるものとする。
- (4) 水難救助出動は、初動体制において潜水士を最低5人以上確保するものとし、指令課長等は毎日、出動可能な潜水士の状況を把握するものとする。
- (5) 山岳救助及び鉄道災害救助の出動体制は、別表3に定める区分によるものとする。また、指令課長等は、状況により、防災ヘリ等の要請を考慮するものとする。

(広域消防応援の出動体制)

第6条 山口県内の広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の出動体制は、「防府市消防本部県内広域消防応援及び緊急消防援助隊応援に係る要綱」に定める。

(特殊災害出動体制)

第7条 特殊災害(BCテロ・不審物)の出動体制は別表4から6のとおりとし、別に定める「防府市消防本部特殊災害対策運用要綱」により対応するものとする。

(火災警報発令時の出動体制)

第8条 火災警報発令時の出動体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指令課長等は、全職員に自宅待機を指示するとともに、必要に応じて非常招集を行うものとする。
- (2) 当直部隊は、管轄区域の巡回広報を実施するものとする。
- (3) 指令課長等は、火災出動に対しては別表2に掲げる区分により出動指令を行うものとする。ただし、応援出動の有無にかかわらず、第1次出動の指令と同時に別表2に示す第2次非常招集を行うものとする。
- (4) 各分団長は、機関員を含む3人を分団器庫に非常招集し、消防車両の特別点検を行うものとする。

(火災気象通報発表時の広報)

第9条 火災気象通報発表時は、当直部隊は必要に応じて管轄区域の巡回広報を実施するものとする。

(津波警報等及び大雨警報等発表時の警戒体制)

第10条 大津波、津波、高潮警報又は注意報（以下「津波警報等」という。）及び大雨、洪水警報又は注意報、大雨に関する気象情報等（以下「大雨警報等」という。）発表時の警戒体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当直部隊は、別表7に示す区域を調査及び警戒するとともに、必要に応じて住民に対し広報を行うものとする。
- (2) 警戒中に異常を認めた部隊は、直ちに指令課長等に報告するとともに、引き続き警戒に当たるものとする。
- (3) 指令課長等は、前号の報告を受けたときは、市防災危機管理課へ通報し必要に応じて非常招集及び管轄区域の分団長に出動指令をするとともに、情報収集に努めるものとする。

(特命特別警戒時の出動体制)

第11条 特命特別警戒時の出動体制は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指令課長等は、地震、台風、風水害、異常気象、特殊災害、特異な社会現象等の発生により特命特別警戒の下命があったときは、別表2に掲げる第2次若しくは第3次非常招集を行うものとする。
- (2) 指令課長等は、火災等を覚知したときは別表2に掲げる区分にかかわらず、必要な部隊を指名して出動指令を行うものとする。
- (3) 署長は、市防災危機管理課長と連絡を密にし、必要に応じて当直部隊及び非番員により情報の収集、広報を実施させるものとする。

(警戒、調査、その他の出動体制)

第12条 警戒、調査、その他の出動等、気象情報以外の理由による出動については、次の各号のとおりとする。

- (1) 高速自動車道における救急事案は、「高速自動車道におけるP A救急出動体制及び活動基準」により対応するものとする。
- (2) ガス漏れ等の出動体制は、別表8のとおりとする。
- (3) 漏油の出動体制は、別表9のとおりとし、別に定める関係機関に通報するものとする。
- (4) 緊急通報装置の出動体制は、救急隊1隊とし、応答がない場合も同様とする。

(5) 遠隔移報システム等による即時通報及び警備会社等からの自動火災報知設備の発報情報は、管轄する署所のタンク車及び消防ポンプ自動車（以下「ポンプ車」という。）の2隊が警戒出動するものとする。

(6) 電柱等の火災出動は、タンク車1隊とする。

(7) 行方不明者の捜索依頼及び動物等の排除・救出は、別表10手順により実施するものとする。

(報告書)

第13条 出動報告書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 火災出動報告書 第1号様式
- (2) 車両別火災出動状況報告書 第2号様式
- (3) 車両別その他の出動状況報告書 第2号様式の2
- (4) その他の出動報告書 第3号様式

(広報文)

第14条 広報宣伝文は、次の各号のとおりとする。

- (1) 火災警報発令時 第4号様式
- (2) 火災気象通報発表時 第5号様式
- (3) 津波警報（注意報）発表時 第6号様式
- (4) 高潮警報（注意報）発表時 第7号様式

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

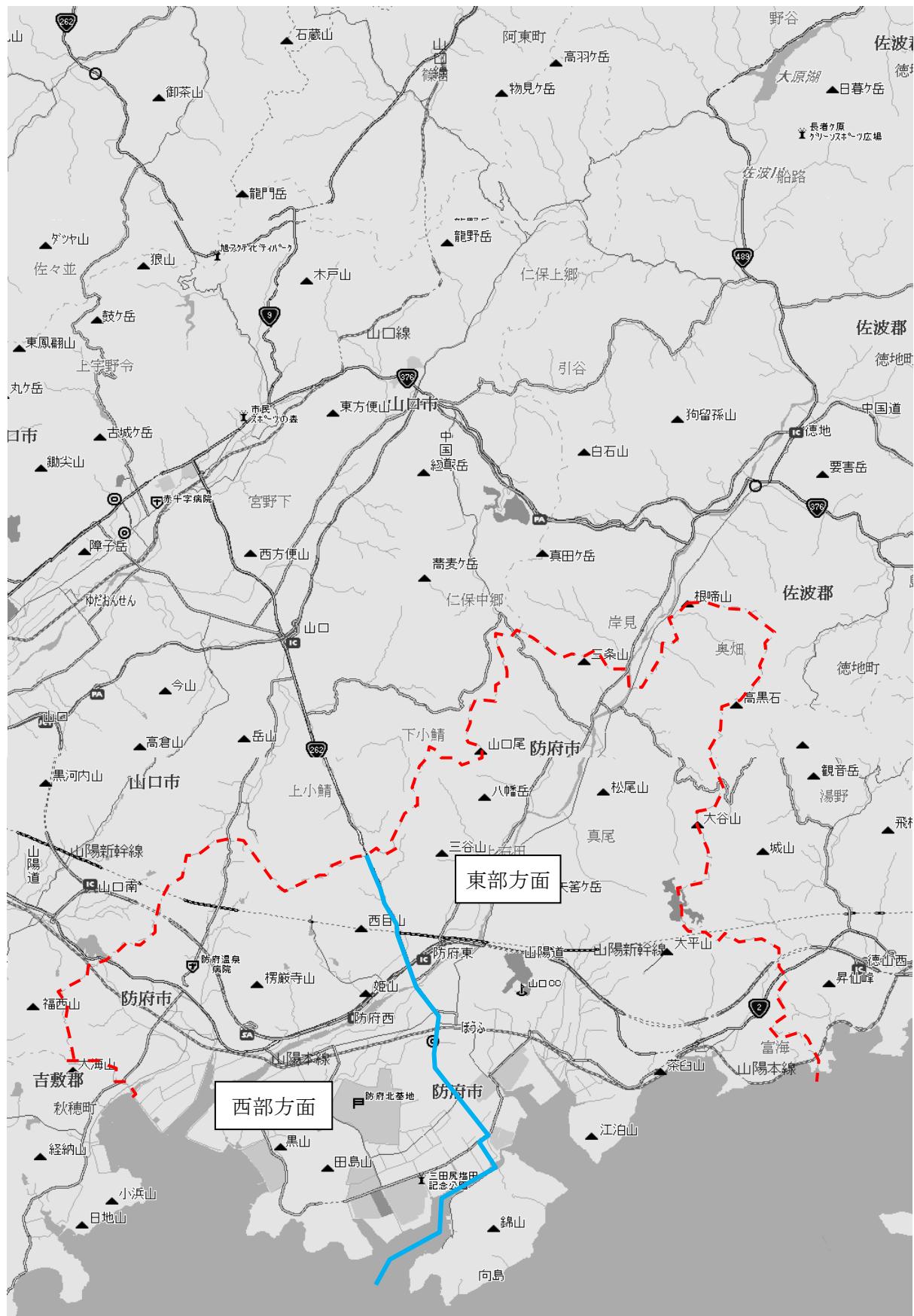
この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図 1

火災出動管轄区域



別表 1

小火建物火災・車両火災・船舶火災・その他の火災 出動体制 (第4条第1項関係)

管轄	署所	第1次出動	第2次出動
南管内	南出張所	タンク車・ポンプ車	別表2のとおり
	本署	指揮車	
	東出張所		
本署管内	本署	タンク車・ポンプ車 指揮車	
	南出張所		
	東出張所		
東管内	東出張所	タンク車・ポンプ車	
	本署	指揮車	
	南出張所		
通信指令課		○小火建物火災 ・延焼していない旨の通報内容 ・カメラで黒煙が認められない ○地元分団の出動 (車両を除く)	○第1次出動隊長等が建物火災の出動途上において黒煙を認めた場合 又は応援要請が必要と判断したとき

※ 事前命令

- 高速道路上車両火災は別表2のとおりとする。

別表 2

建物火災・林野火災・航空機火災・トンネル火災 出動体制（第4条第2項関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
西部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は必要に応じ出動
	南	タンク車・ポンプ車		タンク車	
	東		タンク車 ポンプ車	ポンプ車	待機車両は必要に応じ出動
東部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は必要に応じ出動
	東	タンク車・ポンプ車		ポンプ車	
	南		タンク車 ポンプ車	タンク車	待機車両は必要に応じ出動
高速道路	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽車等）	待機車両は必要に応じ出動		
通信指令課		<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路上の火災 常備消防のみ出動 ・建物及び林野火災 地元分団の出動 ・航空機火災 必要に応じ、地元分団の出動指令 ・必要に応じ、第1次非常招集 	①必要に応じ、第1次非常招集 ↓ ②要請により、出動 ↓ ③必要に応じ、第2次非常招集 ・状況により、団本部、隣接2個分団の出動指令	※第3次非常招集 ・必要に応じ、分団追加出動	※第4次非常招集 ↓ 消防長特命出動 ・必要に応じ、分団追加出動

※ 事前命令

- ① 第1次出動本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。
- ② 非常招集場所は、別命の無い限り所属署所とする。
- ③ 第1次非常招集とは、本署救急隊・消防隊各1隊の招集とする。
- ④ 第2次非常招集とは、特別分隊編成のために必要な職員（本署12人、南出張所3人、東出張所3人）を招集し、全職員を自宅待機とする。
- ⑤ 第3次非常招集とは、毎日勤務者を除く職員の招集とする。
- ⑥ 第4次非常招集とは、全職員の招集とする。
- ⑦ 中高層建物等の事案は、その状況に応じたはしご車を出動させる。
- ⑧ 林野・高速道路・無水利地区等の出動車両の追加（水槽車等）は、警備室長の判断とし、防災ヘリの要請は、通信指令課長が行なうものとする。
- ⑨ トンネル警報盤の発報は、第1次出動とする。
- ⑩ トンネル火災の部署は、直近署所隊は先着予想位置とし、後着予定隊にその部署位置を通知して両方向から活動することを基本とする。行政区域を跨いだトンネルは、管轄側に部署し、管轄外を管轄する消防本部に出動要請をする。

別表3

救助出動体制（第5条関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
西部方面	南	タンク車、救急車	本署管内 タンク車・救急車		待機車両による出動
	東			ポンプ車・救急車	
	本署	指揮車 タンク車・救助工作車 ポンプ車・救急車 【水難資機材搬送車】 出張所管内 指揮車 タンク車・救助工作車	ポンプ車・救急車 【潜水士5人、資機材搬送車で出動】	応集隊員による、要請車両の出動	
東部方面	南			タンク車・救急車	
	東	タンク車・救急車	本署管内 タンク車・救急車		
高速道路	本署	指揮車 タンク車、救助工作車 ポンプ車、救急車	出張所タンク車・救急車		
通信指令課		・防災ヘリの必要性を判断し要請 ・【水難事案で、救命士が潜水士を兼ねる場合救命士を非常招集】	・第1次若しくは第2次非常招集 ・【防府管内の水難は、潜水士5人・消防隊5人・救急隊3人を本署に非常招集 潜水士5人は資機材搬送車等で出動、他は待機】	第3次非常招集	第4次非常招集 防府管内の水難事案及び救助は、状況に応じた非常招集を実施する。

※ 【 】は、水難救助時に適用。

※ 事前命令

- ・ 本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。ただし、必要に応じ2隊とする。

別表4

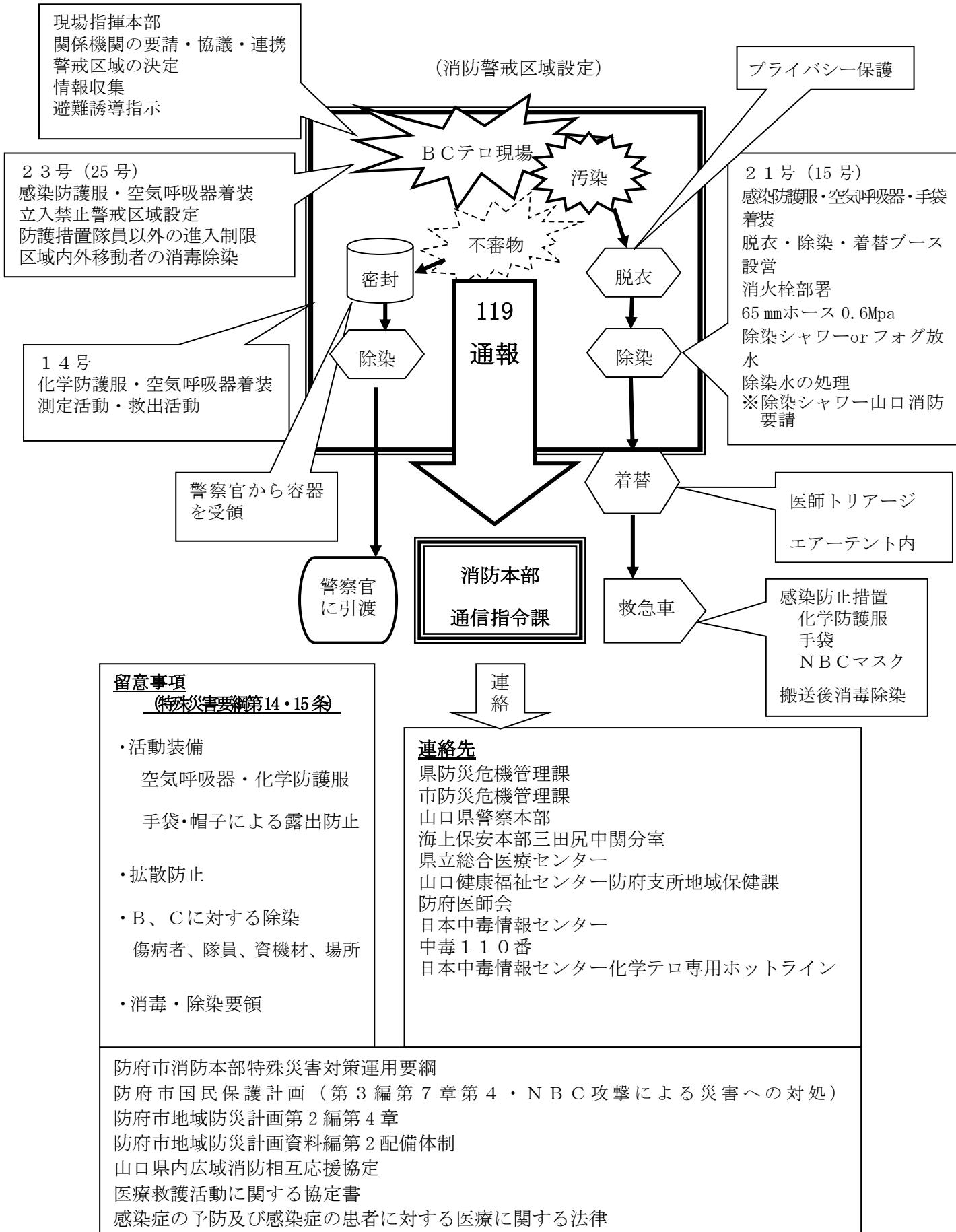
特殊災害出動体制（第7条関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動
西 部 方 面	南	タンク車、救急車	タンク車
	東		タンク車、救急車
	本 署	タンク車・ポンプ車【資機材搬送車】 救助工作車・救急車・指揮車 《各車両の活動体制 別表5・6》	タンク車・水槽車・水難資機材搬送車 資機材搬送車 《各車両の活動体制 別表5・6》
東 部 方 面	東	タンク車、救急車	ポンプ車
	南		タンク車、救急車
通信 指令 課		<ul style="list-style-type: none"> ・警察、市、県、保健所、医師会等への連絡 ・隣接本部へ発災情報、出動要請の見込みを連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次若しくは第2次非常招集の実施 ・出張所は、人員、資機材の搬送 ・応援協定に基づき近隣本部へ出動要請【山口消防へ、除染シャワー等の要請】 ・必要に応じ、第3次・第4次非常招集の実施

※ 事前命令

- ・ 第1次出動本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。ただし、必要に応じ2隊とする。

別表 5

B Cテロ・不審物対応体制（第7条関係）

B C テロ・不審物対応時各車両の活動体制（第 7 条関係）

第 1 次 出 動	
本署タンク車 又は化学車	<ul style="list-style-type: none"> 防護服レベル A・レベル B（予備含む）を積載して出動（レベル B は着装後出動）
本署ポンプ車 又は資機材搬送車 15 号	<ul style="list-style-type: none"> 現場封鎖、警戒区域の設定、クリアゾーン（除染場所の設置） 警戒区域の設定範囲は異臭、着色ガス若しくは化学剤が確認又は測定された地点のうち、最も遠い距離から更に十分に安全な距離を半円とした円内の区域に設定
救助工作車	<ul style="list-style-type: none"> 防護服（レベル A）2 人装着、検知紙（検知棒を含む）を携行し化学剤の識別を行うとともに、要救助者の救助（除染箇所まで搬送）活動 隊長（隊員）は 14 号積載の防毒服並びに空気呼吸器を装着
本署救急車	<ul style="list-style-type: none"> 救急物品庫から防護マスク 3M6800 3 体、次亜塩素酸ナトリウム溶液の積載搬送 隊員 1 名は 14 号の防毒服装着、防護マスク 3M6800 を装着して次亜塩素酸ナトリウムと水を噴霧器に入れ 1 次除染 他の隊員はクリアゾーン待機（場合によってはマスク装着） 1 次除染後、トリアージ、救急救命処置等を行い、搬送医療機関決定後に救急搬送
各出張所	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、救急車両、防護マスク（各署所 3 体ずつ配置）人員等の搬送等を行った後、各隊の支援活動を実施（タンク車に温水を積載）
指揮車	<ul style="list-style-type: none"> 現場指揮本部、支援、他機関の応援要請、関係機関との連携・協議・情報交換

※ 事前命令

- 本署救急車は、当直隊で編成された 1 隊とする。ただし、必要に応じ 2 隊とする。

第 2 次 出 動	
資機材搬送車 又はポンプ車	<ul style="list-style-type: none"> 簡易水槽、ジェットシャワー、エアーテント、予備ポンベ等の搬送
水槽車 16 号	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関等からの資機材搬送 除染水の搬送（23 号（25 号）の出動時はタンクに温水を積載）

別表 7

大津波、津波警報及び注意報発表時の警戒体制（第10条関係）

警 戒 区 域	
東出張所	富海・江泊の沿岸部
南出張所	大道・西浦・中浦の沿岸部
本 署	東・南出張所以外の防府市の沿岸部

別表 8

ガス漏れ事故（第12条関係）

管轄	署所	第1次出動	第2次出動
西部方面	南	タンク車 管轄の場合、救急車	
	東		タンク車・(ポンプ車・救急車) の出動
	本署	指揮車 タンク車・救助工作車 管轄の場合、救急車 【中高層建物の場合は、はしご車】	待機・応集隊員による、要請車両の出動 【中高層建物の場合は、はしご車】
東部方面	南		タンク車・(ポンプ車・救急車) の出動
	東	タンク車 管轄の場合、救急車	
通信指令課		中高層建物の場合は、はしご車を追加出動するものとする。	第1次若しくは第2次非常招集の実施 中高層建物の場合は、はしご車を追加出動するものとする。 ※必要に応じ、第3次若しくは第4次非常招集の実施

※ 事前命令

- ・本署救急車は、当直隊で編成された1隊とする。ただし、必要に応じ2隊とする。

別表 9

漏油等処理出動（第12条関係）

漏油の種類 災害状況	オイル等、火災危険・有害性が少 ないと想定される物質	種類不明、ガソリン、軽油、灯油 等、 火災・有害性が想定される物質
火災危険有り		
河川等への流出危険 有り		出 動
上記以外の緊迫危険 有り		出 動
防府市道	休日、夜間のみ出動	
高速道路	西日本高速道路（株）へ対応依頼 (消防は対応せず)	
上記以外の場所	消防は対応せず	
通信指令課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急出動区分でタンク車1台出動を原則とする。 ・高速道路の対応は、西日本高速道路（株）を原則とするが、災害発生の虞がある場合は出動する。 ・別に定める関係機関への連絡を実施する。 ・現場からの要請により、必要車両を追加出動する。 	

行方不明者の捜索協力依頼及び動物等の排除・救出体制（第12条関係）

行方不明者捜索協力体制

- 1 行方不明者の捜索の出動要請は警察からの依頼とする。
- 2 事後、警察署長名で消防長、団長宛に「行方不明者の捜索協力要請書」を提出するよう依頼するものとする。
- 3 関係地区の分団員10人を出動させるものとする。
- 4 団員の指揮者として、消防隊員2人(消防司令補以上)が出動するものとする。(日中は日勤者、休日については非番員を非常招集する。)
- 5 捜索は、原則日の出から日没の間で行うものとする。
- 6 上記以外で、消防長又は消防署長の命令で出動する場合もある。

動物等の排除・救出の体制

- 1 原則的には出動しないが、人命にかかわる排除・救出については、この限りでない。
- 2 出動は、原則タンク車1隊とするものとする。
- 3 上記以外で、消防長又は消防署長の命令で出動する場合もある。

第1号様式

合議	係長	署長補佐	副署長	署長	次長	消防長

年月日
防府市消防長様

階級

氏名

火災出動報告書(火災)

No.

出火場所									
火元者		住所							
		氏名							
		生年月日	(歳)						
		所有者等							
出火時刻	出火時刻	月 日 時 分頃		建物火災	火元構造				
	覚知区分	月 日 時 分			全焼棟	半焼棟	部分焼棟	ぼや棟	
	出動時刻	月 日 時 分			焼損床面積	m ²	焼損表面積	m ²	
	放水開始時刻	月 日 時 分			り災世帯	全損	世帯	人	
	火勢鎮圧時刻	月 日 時 分				半損	世帯	人	
	鎮火時刻	月 日 時 分		小損		世帯	人		
	帰署時刻	月 日 時 分		林野火災	種別・所有区分				
	最寄消防機関からの距離	00m			焼損面積				
	気象状況	活動区分	□消火	□救助	□その他	車両等火災	焼損台数等	台	
天気			気温	℃	車両等の種類				
風向			湿度	%	その他火災				
風速		m/s	積雪	cm					
注意報等									
原因									
覚知方法			出動車両・人員	消防署	ポンプ車台	台	人員	人	使用水利
				消防団	台	人員	人	使用水利	
	死傷者	死者	傷者	その他	台	人員	人	使用水利	
人	人		台		人員	人	使用水利		
初期消火器具					放水したポンプ台数	台			
火元建物のり災前の状況									
用途地域				防火地域			業態		
用途				防火区分			構造		
建築面積		m ²		延べ面積	m ²		出火箇所		
死傷者状況									
氏名		職業		年齢	住所			死傷の程度	

出 動 経 路

現 着 時 の 状 況

活 動 概 要

第2号様式

号 出動状況報告書

階級				氏名			
発生場所							
出動時刻	月 日 時 分			使用ホース	第1放口 本		
現場到着時刻	月 日 時 分				第2放口 本		
放水開始時刻	月 日 時 分				第3放口 本		
放水終了時刻	月 日 時 分				第4放口 本		
火勢鎮圧時刻	月 日 時 分			使用資機材	1		
鎮火時刻	月 日 時 分				2		
活動終了時刻	月 日 時 分				3		
帰署時刻	月 日 時 分				4		
現場距離	km		活動有無		5		
放水時間	h	使用水利				6	
出動者							
活動状況							

第2号様式の2

号 出動状況報告書

階 級			氏 名		
発 生 場 所					
出 動 時 刻	月 日 時 分		使用資機材	1	
現 場 到 着 時 刻	月 日 時 分			2	
活 動 開 始 時 刻	月 日 時 分			3	
活 動 終 了 時 刻	月 日 時 分			4	
現 場 引 揚 時 刻	月 日 時 分			5	
帰 署 時 刻	月 日 時 分			6	
現 場 距 離	k m				
出 動 者	当直				
	非番				
活 動 状 況					

第3号様式

合議	係長	署長補佐	副署長	署長	次長	消防長

年 月 日
防府市消防長 様

階級

氏名

() 出動報告書

No

発生場所						
発生日時	月 日 時 分	現場到着時刻	月 日 時 分			
覚知時刻	月 日 時 分	活動開始時刻	月 日 時 分			
覚知区分		現場引揚時刻	月 日 時 分			
出動時刻	月 日 時 分	帰署時刻	月 日 時 分			
関係者	住所					
	氏名					
	職業				年齢	歳
事案概要						
現場状況						
活動内容						
出動隊	署		消防団		一般	
	ポンプ車	台	人	分団	台	人
	その他の車両	台	人		台	人
気象状況	天気		風向		風速	m/s
	気温	°C	湿度	%	積雪	cm
	注意報等					

火災警報発令時の広報宣伝文

本日 時 分に火災警報が発令されました。

空気が乾燥し、風も強くなっています。火災が起こり易い気象状態です。火の取扱いには十分注意してください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻などの後始末を、確実にしてください。
- 危険物の取扱いは、特に万全の注意をしてください。
- 今一度、火の元を確かめてください。

火災気象通報発表時の広報宣伝文

本日 時 分に火災気象通報が発表されました。

空気が乾燥し火災が起こり易い気象状態です。火の取扱いには十分注意してください。

- 山林、原野に火入れをしないでください。
- たき火などはしないでください。
- たばこの吸殻は、投げ捨てないでください。

大津波、津波警報 発表時の広報伝文

本日 時 分に（大津波警報、津波警報）が発表されました。

海岸や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難してください。

警報が、解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波注意報 発表時の広報伝文

本日 時 分に津波注意報が発表されました。

海岸付近は危険です。海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に近づいたりしないようにしてください。

高潮警報（注意報）発表時の広報宣伝文

本日 時 分に高潮警報（注意報）が発表されました。

本日の満潮時間は午前（午後） 時 分頃です。

潮位に十分注意して、異常を認めたときは、直ちに高い所に避難してください。